

福 介 護 第 4 3 8 号  
2018 年（平成 30 年）9 月 19 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長  
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

頻回の生活援助を位置付けるケアプランの届出について

平素から介護保険事業の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 10 月より、居宅サービス計画に通常の利用状況からかけ離れた訪問介護（生活援助中心型）の利用回数を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、市に届け出なければならないこととされています。

本市においては、別紙「頻回の生活援助を位置付けるケアプランの届出要項」に沿って届け出てください。

また、届出に関する Q & A も御参照下さい。

なお、厚生労働省からの通知等により、本市の取扱いに変更が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。変更がある場合は、再度、通知致します。

(問い合わせ先)

〒720-8501 福山市東桜町 3 番 5 号  
福山市保健福祉局長寿社会応援部  
介護保険課 事業者指導担当  
TEL: (084) 928-1232